

＜学校いじめ防止基本方針＞

鹿児島市立星峯東小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

本校は、「ひとみ輝き独り立ちできる星峯東の子」を校訓に、人権尊重の気風みなぎる教育活動を推進してきた。また、校区は、「三世代が触れ合うまち星峯東」をキャッチフレーズに、三世代の交流活動を中心とした地域行事に積極的に取り組んできた。その成果は、素直で明るく、友達と仲良く過ごす本校児童の姿として表れている。これらの取組の基盤となるのは、教職員、保護者、地域住民、児童の共通した願いである「いじめのない学校づくり」である。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であるべきではない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。いじめ問題や不登校の兆候、児童・保護者からの訴えに迅速に対応するとともに、当該事例を特定の教員が抱え込むことのないように、組織として取り組む。校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当教諭、児童支援加配教諭と、必要に応じてスクールカウンセラーや民生委員など、その他の外部人材も加えて構成する。対策委員会は学期1回開催し、児童連絡会は毎週月曜日（職員室）との連動を図る。

○ 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
 - イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を母図る。
 - ・ 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
 - ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 随時、学校便り「星峯東の風」「生徒指導だより」やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
 - エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
- また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

【外部の専門家・関係機関】

- 鹿児島市教育委員会青少年課（臨床心理相談員、スクールソーシャルワーカー）227-1971
- 鹿児島市立青少年補導センター 227-1972
- 鹿児島県総合教育センター（教育相談課）294-2788

- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ問題への取組

(1) 未然防止のための取組

未然防止の基本は、児童の不満や不安のストレスの軽減の視点から、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、高め合う学校づくり、学級づくりを進めるとともに、児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む「分かる」授業づくりを行うことである。そのためには、教職員が、平素から児童と接する機会や場を多くし、温かい人間関係を深めることが必要である。

未然防止のために具体的には次のことに取り組んでいく。

- ア 全教育活動を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- イ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないように継続的に指導する。
- ウ 全ての職員が「被害者・加害者はもちろん、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるもの」という認識をもち、児童一人一人が、いじめを許さないという自分の意志によって行動したり、いじめを見て見て見ぬふりをしないように指導する。また、一人で悩まず、家族、学校、友だち、関係機関等に相談するように指導する。
- エ いじめ防止に関する市や県全体の取組を積極的に推進する。
 - ・ 年2回、1・2学期始めに「いじめ問題を考える週間」を設定し、全学級でいじめ問題や生命尊重を主題とした授業を実施する。
 - ・ 5月から6月にかけての「ニコニコ月間（いじめ防止啓発強調月間）」において、人権ポスター作成、アンケートを基にした道徳授業の実施、ニコニコワードづくり（学級にあふれさせたい言葉づくり）等、児童の主体的な取組を行う。
- オ どんな小さな事例でも、学級活動や児童会活動の中で児童自身にも考えさせ、児童の集団の中での自浄作用を育てる努力をする。

(2) 早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。早期発見のために具体的には次のことに取り組みんでいく。

- ア 管理職を中心とした校内巡視を実施したり、教師間の情報交換を行う機会を充実させる。
 - ・ 児童連絡会（毎週1回）、職員朝会（週1回）、学年会（週1回）を開催する。
- イ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有
 - ・ 学校楽しい一とから状況に応じて個別面談やいじめ実態調査を実施する。
- ウ 教師と児童の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ・ 保護者教育相談（7月、8月、10月）、個別教育相談（児童対象:アンケート後）を実施する。
- エ いじめ防止に関する職員研修を充実させる。
 - ・ 臨床心理相談員を招いた児童理解に関する研修、県作成の「いじめ対策必携」を活用した研修を充実させる。
- オ 学校便り「星峯東の風」や生徒指導便り、PTA会合等で、いじめ防止に関する家庭での取組について協力を得る。

(3) いじめが起きた場合の対応

- ア いじめに対する教師の構え
 - ・ いじめは外形によって判断するものでなく、いじめられている者がいかに認知しているかの問題としてとらえること。
 - ・ いじめの問題は、人間として備えるべき基本的な人権にかかわる問題であり、学校教育の根幹にかかわる問題であるので、学校長を中心にして組織的に対応する。
 - ・ いじめは、被害者を自殺にまで追い込みかねない精神的・心理的負担の極限状態にいたらしめるものであり、児童の危険信号は一つ一つ丹念にかつ総合的に実状を把握し、迅速に適切な対応をとる。・ 「いじめられる側にも問題がある」という見方をとってはならないという認識に立つ。
 - ・ いじめる側に対しては、社会で許されない行為は子どもでも許されない、いじめは絶対に許されないという強い認識に立ち、叱るべき行為は、きつちりと叱る。
 - ・ いじめは、いじめる側の意識とそれを取り巻く児童生徒の意識や態度の問題であり、ストレス解消の歪んだ表れと考え、子どもの抱えている心の問題としてとらえていく。
 - ・ いじめは、人と人との交わりがある以上、どこでも、誰にでも起こり得る可能性がある。いじめが起きたクラスの担任教師が悪いからだとは言えない認識に立つ。
 - ・ いじめの問題の根幹には、人間関係をつくる能力の欠如がある。教師も児童生徒との人間関係を大切にし、信頼関係を深めていくことを大切にする。
- イ いじめが起きた場合の手順
 - ・ 事実関係の正確な把握に努める（記録）
 - ・ 問題行動の処置は迅速に行う（記録）
 - ・ 事後指導は計画的に行うこと（記録）
 - ・ 保護者と協力していじめの解決を図ること（記録）
- ウ いじめを受けた児童への指導
 - ・ いじめを受けた児童の安全確保を行い、絶対に守りとおすことを明確に伝え、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。
 - ・ 具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに、注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、児童の心のケアを図るとともに、解決が図られたと思われる事案についても継続した見届けを行っていく。
- エ いじめを行った児童への対応
 - ・ 十分に話を聴き、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。
 - ・ いじめを行った自分の責任や相手に与えた痛みや苦しみに気付かせ、心から謝罪できるように指導する。
 - ・ 「いじめ・不登校対策委員会」が中心となって、組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。
 - ・ 児童の発達上の悩みや葛藤などについても十分に配慮し、立ち直りを支援していく。そのために、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、児童の心のケアを図る。
- オ いじめを通報した児童への対応
 - ・ 通報した児童のプライバシーが完全に守られるよう、十分に配慮する。
 - ・ 勇気をもって教職員にいじめを通報した児童を十分称賛するとともに、守り通すことをはっきり伝え、いじめを通報した児童の安全を確保するための取組を徹底する。
- カ いじめを行った集団及び周囲の児童への対応
 - ・ いじめている児童のまわりで、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じことであることを理解させる。
 - ・ いじめられている児童の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。
 - ・ いじめは、他人事でなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

- キ 保護者への対応
 - ・ いじめを受けた児童の保護者に対しては、家庭訪問をし、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。
 - ・ いじめを行った児童の保護者に対しても、家庭訪問をし、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、協力を求める。
 - ・ 担任を中心に、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。
- ク 地域や家庭、関係機関等への対応
 - ・ 民生委員、児童委員、学校評議員、PTA等地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題に対して地域や家庭と連携した対策を検討していく。
 - ・ いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼する。
 - ・ いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合は、児童相談所や警察などの関係機関との連携を図る。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合

いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発覚したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態への緊急対応

- 重大事態の報告
重大事態を認知した場合は、速やかに教育委員会に報告をする。
- 全校体制による緊急対応
「いじめ・不登校対策委員会」を緊急対応の母体組織とし、全校体制で対応するとともに、事案に応じて適切な専門家を加える。
- 市教育委員会と連携して、以下のような対策を行う。
 - ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・ PTA・警察などとの連携

(2) 学校による調査

ア 調査の主体及び調査を行うための組織

- ・ 市教育委員会の調査主体の判断により、学校主体の場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査を行う。学校は、市教育委員会の指導、人的措置を含めた支援をもらう。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定は急がず、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ どこで
- ・ 誰が
- ・ 何をどのように（態様）
- ・ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

(3) その他の留意事項

ア 心のケア

いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることを考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会にスクールカウンセラーや臨床心理相談員の派遣を要請する。

イ 調査に当たっての説明等

- ・ いじめられた児童及びその保護者に対しては、調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。調査経過については、適時・適切な方法で報告する。
- ・ 調査対象の児童及びその保護者に対しては、調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及び保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

ウ 報道取材等への対応

- ・ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、市教育委員会と十分に連携して対応する。
- ・ 自殺については、連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ・ 説明の結果を踏まえ、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

5 いじめ問題への取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者や地域への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者に配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前、事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

7 年間計画

月	児童関係	職員関係	連携・検証等	
4	学年・学級開き、諸ルール確認 いじめ問題を考える週間 代表委員会（月1回）	学年・学級経営案作成 「学校いじめ基本方針」の周知 家庭訪問、学級PTA、PTA総会	経営方針、年間計画等の検討 共通理解、共通実践の確認 PTAとの連携確認	P
5	児童総会（児童会スローガン作り） いじめ防止啓発（ニコニコ）月間 標語、ポスター作り いじめ実態調査 （学校楽しいとアンケート）	いじめ・不登校対策委員会 授業や諸活動による啓発 （ニコニコ月間コンクールへの作品提出と校内掲示）	外部関係機関との連携確認 民生委員・児童委員と語る会①	D
6	情報モラル指導（5，6年）	実態調査分析、個別相談実施	学校評議委員会①	↓
7	学期末情報モラル指導（全学年）	いじめ・不登校対策委員会 学級PTA、教育相談（中、高学年）	学校評価アンケート （学期総括及び次学期確認）	A
8		教育相談（低，中，高学年） 職員研修（生徒指導） ※ いじめ対策必携の活用	全家庭との連携（低，中，高学年）	P
9	いじめ問題を考える週間 携帯・ネット利用状況調査	授業や諸活動による啓発 実態調査分析、個別相談実施 実態調査分析、学級PTA	情報モラルの指導連携	↓
10			民生委員・児童委員と語る会②	D
11	命を大切に作る月間 人権旬間（標語作り） いじめ実態調査 （学校楽しいとアンケート）	授業や諸活動による啓発 人権教室の実施 実態調査分析、個別相談実施	県民週間 学校評議委員会②	C
12	学期末情報モラル指導（全学年）	学級PTA いじめ・不登校対策委員会	学校評価アンケート （学期総括及び次学期確認）	A
1		実態調査分析、個別相談実施 職員研修（教育課程編成） 職員研修（生徒指導） ※ いじめ対策必携の活用	民生委員・児童委員と語る会③	↓
2	にこにこ大集会 異文化交流（3～6年） いじめ実態調査 （学校楽しいとアンケート）	学級PTA	学校評議委員会③	P
3	お別れ集会 代表委員会（年間反省） 学期末情報モラル指導（全学年）	いじめ・不登校対策委員会 （「基本方針」の見直し）	学校評価アンケート （年間総括及び次年度確認）	↓